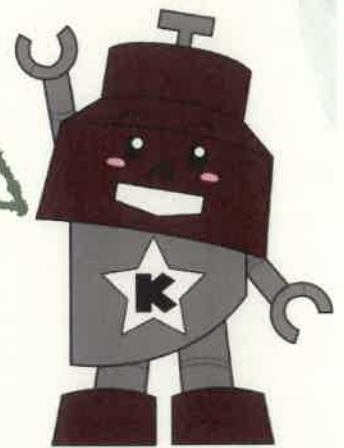


重度心身障害者医療費助成制度

訪問看護の 窓口無料化(現物給付化)を 令和6年10月1日から 実施します！

県内の訪問看護でかかった
医療保険適用の一部負担金が
月21,000円未満の場合、
窓口無料化の対象となります！

※詳細につきましてはホームページ等をご確認ください。



川口市マスコット
「ぎゅぼらん」

【問い合わせ先】

〒332-8601
川口市青木2-1-1 第一本庁舎2階
川口市役所
障害福祉課 手帳係

☎ 048-259-7678(直通)
☎ 048-259-7943(FAX)

電話受付時間:8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

【重度心身障害者医療費助成制度HP】



<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4004.html>

～埼玉県内の訪問看護事業所の皆様～

**令和6年10月から
川口市重度心身障害者医療費助成制度で
県内の訪問看護にかかる医療費が
現物給付方式に変わります**

対象となる方

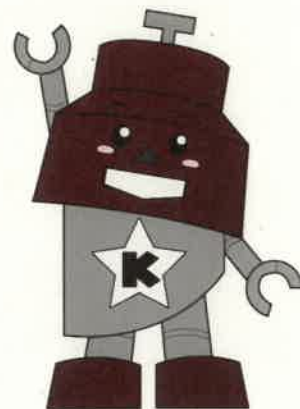
川口市重度心身障害者医療費助成制度の受給者の方

対象となる医療費

**県内の訪問看護事業所等による
医療保険適用の訪問看護の一部負担金**

△ 下記の場合は現物給付の対象になりません △

- ・受給者証を提示しない場合
- ・医療保険適用の一部負担金が1か月21,000円以上の場合
- ・県外の訪問看護事業所を利用した場合 等



川口市マスコット
「きゅぼらん」

実施予定時期

令和6年10月から

現物給付
とは

受給者証を提示することにより
原則医療費を支払うことなく
医療サービスを受けることが
できる仕組み

※その他制度の詳細につきましてはホームページ等をご覧ください。

【問い合わせ先】

障害福祉課 手帳係 電話 048-259-7678
FAX 048-259-7943

